[事案 25-103] 転換契約無効請求

• 平成 26 年 8 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により一部契約解除されたが、募集人の不告知教唆があったこと等を理由に、 転換後契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年3月、終身保険から利率変動積立型終身保険に契約転換し、同年9月に、病歴の 告知をし直したところ、告知義務違反により契約の一部が解除された。

しかしながら、告知書に記入する際、募集人に疾病歴を告げたところ、告知は不要であると 言われ告知しなかったこと等を理由に、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人が告知書を記入する際、告知書に記載の質問事項を一つひとつ読みあげ、 疾病歴等をありのまま告知書に記入し、適切に告知をするよう説明し、告知妨害や不告知教唆 はなかった。

よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、不告知教唆、不利益事実の不告知および虚偽の説明にもとづく契約の取消しを 主張していることから、消費者契約法4条1項、2項による転換後契約の取消しを求めている ものと判断する。

2. 不告知教唆について

不告知教唆があった場合、契約者等に対し、保険会社は告知義務違反を理由に契約の解除 や、保険金の支払いを拒絶することができなくなるが、契約の成立には何ら影響はしない。 したがって、仮に不告知教唆があったとしても、申立人の求める契約の取消しの根拠とはな らない。

- 3. 不利益事実の不告知および虚偽の説明について
 - (1) 申立人は、上記主張のほかに、①転換前契約の契約明細書を提示されないで転換手続が行われたこと、②転換前契約の更新時期について虚偽の説明をされたこと、③転換前契約の契約者貸付可能額やその状況、転換方法について、虚偽の説明をされたこと、④意向確認書と契約申込書を「アンケート」と称されて記入させられたこと、⑤「契約のしおり、定款・約款」と「重要事項説明書」は、契約後ポストに入っていたこと、⑥クーリングオフについて説明がなかったこと、⑦死亡保障が定期保険だという説明は一切受けていないこと、⑧契約転換すると保険料が高くなるという説明も受けていないこと等を主張している。
- (2) これらの点について、申立人は、転換後契約の約款を受領し、意向確認書で自身のニーズ

を確認していることから、転換後契約は、申立人のニーズに沿って契約されたことが推認され、募集手続において、不利益事実の不告知および虚偽の説明の事実があったことを認定することは困難である。まして、申立人は過去において短くない期間、保険会社の職員として募集を担当していた経歴があることから、上記①から⑧の主張を事実として認めることはできない。

(3)よって、消費者契約法4条1項、2項による契約取消しの要件は存在せず、申立人の主張は認められない。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決するのが相当であると判断する。

- (1) 募集時に、募集人に加えて募集人を指導するべき地位にある者が同行し、説明を行っているにもかかわらず、重要事項説明書の交付・説明が契約申込書作成後に行われており、また、募集人は、重要事項説明書についての口頭による説明は、大きく書かれている表題を読み上げただけと述べている。
- (2) 重要事項説明書は、保険の基本的理解や、消費者が契約にあたって契約内容を理解する ために重要な事項、あるいは消費者保護のための制度が記載されており、契約者が契約 をする前提として理解しなければならないものである。したがって、重要事項説明書は 契約申込前に読んで理解するために必要な時間を得られる時期に交付するか、あるいは 契約申込の前にその詳細を読み聞かせるなどして契約者に理解させなければならない。
- (3)本件のように、契約申込書作成後に重要事項説明書を示すという手続きは、消費者保護の制度を軽視し、ないがしろにしていると言わざるを得ず、しかも本件では、募集人を指導するべき立場にある者が募集人の面前でこのような手続きを行ったことは問題である。